環境影響評価専門委員会運営要綱

令和２年５月19日　会長決定

１　この要綱は、大阪市環境影響評価専門委員会規則（平成10年大阪市規則第104号）第８条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

２　会長は、専門委員会の会議を招集することが困難であると認めるときは、専門委員会に属する各委員の意見を聴取し、その総意をもって専門委員会の決定に代えることができる。

附　則

　この要綱は、令和２年５月19日から施行する。